

学生時国民年金未納期間について

私は現在厚生年金に加入しており、毎月給料天引きで厚生年金料を納付しています。しかし、学生時国民年金の未納期間があります。これは故意ではなかったことを説明したいと思います。

2008年来日した時国民年金に関して認識が鈍く、周りから学生は就職してから払えば問題ないという話を聞いたので気にしていなかったです。今考えると学生納付特例制度があるので今は払わなくてすむ話だったと思います。

2014年9月ごろ現在勤めているXXXX株式会社から内定を貰って入社式まで年金手帳を持ってこよう連絡がありました。年金手帳はもらった記憶がなく金沢市役所に尋ねると年金に加入していないことがわかりました。それでその時国民年金に加入しました。その時市役所の職員から学生納付特例制度があるので申請するよう聞いたので申請しました。しかし、過去3年分までしかできなかったのです。そのため、2008年3月から2012年12月まで未納となっております。

国民年金が未納となっている期間があることは本当に申し訳ございません。しかし、来日当時国民年金に関して認識が鈍かったことや十分なコミュニケーションが取れる日本語能力がなかったのが故意ではなかったことは是非理解して頂きたいと思います。

これからの厚生年金納付は問題なく納付することを約束します。